

日時 2026年4月22日（水）19：30～21：00（質疑含）

演題 『循環型社会への道のり』

講師 倉阪秀史さん（千葉大学 大学院社会科学研究院 教授）

申し込みは、3R全国ネット(reuse@citizens-i.org)宛てに、メールでお願いいたします。件名を「オンラインセミナー4月22日視聴希望」とし、氏名・所属・TELを記載してください。後日、視聴用のURLをお送り致します。カンパにご協力いただける方は、<https://3r260422.peatix.com/>から「チケットを申し込む」にて、オンラインでお申込みください。

参加費無料
先着100名まで

【講師プロフィール】

1964年生まれ。東京大学経済学部経済学科卒業。
87年に環境庁に入庁し、温暖化や循環型社会に関する政策、環境基本法、環境影響評価法などの施策に関わる。98年から千葉大学で環境経済論、環境政策論、合意形成論などを教える。主な著書に『環境を守るほど経済は発展する』（朝日新聞社）、『エコロジカルな経済学』（筑摩書房）、『環境政策論』（信山社）、『政策合意形成入門』（勁草書房）、『持続可能性の経済理論』（東洋経済新報社）など農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室課長補佐（容器包装リサイクル班）H9.12農林水産省入省。商品先物取引、6次産業化推進、食品製造業振興等を担当し、R5.6から現職。



循環型社会に向けた政策の背景

○循環型社会に向けた政策の経緯

- 1900（明治33）年 汚物掃除法
- 1954（昭和29）年 清掃法 ← 公衆衛生の向上のために、市町村が汚物を清掃する義務を負う。
- 1970（昭和45）年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
← 廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分。 焼却・埋立だけの廃棄物処理からの転換
- 1990（平成2）年 環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会」
← 「循環型社会」という言葉のはじまり
- 1991（平成3）年 廃棄物処理法の大改正／再生資源の利用の促進に関する法律の制定
← 廃掃法改正（廃棄物の処理に「廃棄物の再生」を含める。廃棄物の排出抑制の考え方も導入。特別管理廃棄物の区分を追加して規制強化（マニフェスト一部導入等）。）
← 再生資源利用促進法（再生資源利用業種への指導、一定の製品についての製品設計・表示などの指導、副産物のリサイクルの指導）
- 1995（平成7）年 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ← 市町村が回収・処理した容器包装廃棄物の再商品化義務を事業者に求める。
- 1998（平成10）年 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
← 排出者（家庭）の費用負担で廃家電を引き取り再商品化することを事業者に求める。
- 2000（平成12）年 「循環型社会元年」
循環型社会形成推進基本法（循環基本法） ← 循環利用の優先順位（3R）の法定化
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン調達法）
再生資源利用促進法改正（改正後「資源の有効利用の促進に関する法律」）
- 2002（平成14年）使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 2012（平成24年）使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- 2019（令和元年）食品ロスの削減の推進に関する法律
- 2021（令和3年）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会」
はじめて「循環型社会」という言葉を使用
1990年6月に設置、11月に報告書

「持続可能な開発」を達成するには、地球の大気、水、土壌、野生生物といった資源、そしてこれらの織り成す生態系（エコロジー）の大循環に適合するような経済活動の在り方を考え、具体化していかねばならない」
「（人間の経済活動）を、自然生態系と適合させるためには、廃棄より再利用（同じものをもう一度使うこと）・再生利用（原料としてもう一度使うこと）を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする必要がある」
→ このような社会のあり方を「循環型社会」と呼んだ。

ここでは、
・ 生態系の循環に適合する経済社会
・ 経済社会の中で資源を循環させて使う
という二つの循環が認識されている。

一方、2000年の循環基本法では、とくに後者の循環が認識されることとなった。

3R Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-12-2 藤森ビル6B 市民運動全国センター気付
Tel03-3234-3844 Fax03-3263-9463 携帯090-5433-8581